

財務省告示第四百九十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年十月二十九日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第七十 二回）	平成十六年十一月九日
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十 二條第一項	
三	の条項及びそ の振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	
五	発行額 額 二百四十九億千六百五十六万円	
六	払込金額 額 二百四十九億千六百五十六万円	
七	最低額面金 額 五万円	
八	振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	
九	発行行 額面金 平成十六年十月二十九日 発行価格	
十	発行行 額面金 平成十六年十月二十九日 発行価格	
十一	利率 年二・一パーセント	
十二	経過利率 日本郵政公社総裁は、払込金額 の払込み	

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 39}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成三十六年九月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 払込期日

平成十六年十月二十九日